

由利本荘市パブリックコメント実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、パブリックコメントの実施に関して必要な事項を定めることにより、市民生活に広く影響を与える市の基本的な計画や政策等（以下、「計画等」という。）の策定過程における公正の確保と透明性の向上を図るとともに、市民の市政への積極的な参画を促進し、市民との協働による市政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「パブリックコメント」とは、市の計画等の策定を行うにあたり、案の段階で広く公表し、市民等から意見又は提案（以下「意見等」という。）を求め、提出された意見等を考慮して意思決定を行うとともに、当該意見等に対する市の考え方を公表する一連の手続をいう。

2 この要綱において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び企業管理者をいう。

3 この要綱において「市民等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有するもの
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に存する学校に在学する者
- (5) 本市に対して納税義務を有するもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、パブリックコメントに係る計画等に利害関係を有するもの

(対象)

第3条 パブリックコメントの対象となる計画等は、次に掲げるものとする。

- (1) 市の基本的な政策を定める計画、それぞれの行政分野における施策の基本方針、その他基本的な事項を定める計画の策定又は重要な改定
- (2) 市政に関する基本的な制度を定める条例の制定又は改廃
- (3) 市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例（市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料に関するものを除く。）の制定又は改廃
- (4) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認めるもの

(対象の適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、パブリックコメントを実施しないで計画等の策定をすることができる。

- (1) 計画等の策定を迅速又は緊急にしなければならないとき
- (2) 計画等の策定の内容が、軽微なものであるとき
- (3) 実施機関の裁量の余地がないと認められるとき
- (4) 法令等により意見聴取の手続が定められているとき
- (5) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条の規定により議会に付議するとき
- (6) 地方自治法第138号の4第3項に規定する附属機関又はこれに準ずる機関がパブリックコメントに準じた手続を経て策定した答申等に基づき、計画等の策定をするとき。

（計画等の案の公表）

第5条 実施機関は、第3条に掲げる計画等の策定をしようとするときは、当該計画等の策定の意思決定前の適切な時期に、当該計画等の案を公表しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により計画等の案を公表するときは、次に掲げる資料を合わせて公表するよう努めなければならない。

- (1) 計画等の案を作成した趣旨、目的及び背景
- (2) 計画等の案の概要
- (3) 前号に掲げるもののほか、計画等の案の説明に必要なもの

3 実施機関は、次に掲げる事項を定め、計画等の案とともにこれを公表するものとする。

- (1) 計画等の案の名称及び閲覧方法
- (2) 意見の提出期間、提出方法及び提出先
- (3) その他パブリックコメントに必要な事項

4 前3項の規定による公表は、実施機関が指定する場所での閲覧、市のウェブサイトに掲載することにより行うものとする。

（意見等の提出等）

第6条 実施機関は、市民等が計画等の案についての意見等を提出するために計画等の案を公表した日から30日以上提出期間を定めるものとする。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、その理由を公表した上で、意見等の提出期間を30日未満とすることができる。

2 意見等の提出方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 実施機関が指定する場所への書面の提出
 - (2) 郵便
 - (3) ファクシミリ
 - (4) 電子メール
 - (5) 電子申請
 - (6) その他実施機関が必要と認める方法
- 3 意見等を提出しようとする市民等は、氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名）を明示しなければならない。
- 4 実施機関は、意見等を提出した市民等の氏名、名称その他当該市民等に関する情報を公にしないものとする。

(実施の予告)

第7条 実施機関は、第5条の規定により計画等の案の公表を行う前に、次に掲げる事項を市の広報紙又はウェブサイトに掲載し、パブリックコメントの実施を予告するよう努めるものとする。

- (1) 計画等の案の名称
- (2) 計画等の案に対する意見の提出期間
- (3) 問い合わせ先

(意見等の取扱い及び公表)

第8条 実施機関は、提出された意見等を考慮して、計画等の策定についての意思決定を行うものとする。

- 2 実施機関は、前項の規定により計画等について意思決定を行ったときは、提出された意見等の概要、それに対する考え方及び計画等を修正したときにあつては当該修正内容を公表しなければならない。
- 3 実施機関は、前項の規定による公表において、提出された意見等に対する個別の回答は行わないものとし、提出された意見等のうち、類似の意見等及びこれに対する実施機関の考え方をまとめて公表するものとする。
- 4 提出された意見等が次に掲げるものについては、その全部又は一部を公表しないことができる。
- (1) 由利本荘市情報公開条例（平成17年条例第28号）第8条に規定する不開示情報に該当するおそれのある情報が含まれているもの
 - (2) 賛否の結論のみを示したもの
 - (3) 計画等の内容に合致しないもの

(4) 第6条の規定に従っていないもの

5 第5条第4項の規定は、この条の規定による公表の方法について準用する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、パブリックコメントの実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。